

## 慶應義塾志木高等学校 いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

慶應義塾志木高等学校は、慶應義塾の教育理念である「独立自尊」の精神を涵養することを目的としている。独立自尊とは「心身の独立を全うし、自から其身を尊重して、人たるの品位を辱めざる」（「修身要領」第2条）ことを意味し、「社会共存の道は、人々自から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟も之を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷けざるに在」る（同第14条）。本校ではこの精神に基づいていじめ防止の基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

※ 上記条文における「児童」は、本校においては「生徒」を指す。

### 3 いじめ防止のための組織（「いじめ防止対策委員会」）

#### （1）組織の目的

本組織は、本校が「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」「重大事態への対処」を行うにあたって、中心的な役割を担うことを目的とする。

#### （2）組織の構成員

組織の構成員については、校長、総務委員会、生活委員会、事務長を中心として、個々の事案により、学級担任、クラブ部長（副部長）、ストレスケア担当教員、スクールカウンセラー、校医（精神科医）、慶應義塾のリーガルアドバイザー（弁護士）等が参加できるような柔軟な組織とする。

#### （3）総務委員会

総務委員会は主事（1名）、総務委員（5名）によって構成される。総務委員会は、いじめに係る情報があつた時には、関係のある生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

#### （4）生活委員会

生活委員会は生活担当総務委員（1名）、生活委員（6名）によって構成される。生活委員会は、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録し、総務委員会において情報の共有を行う役割を担う。この役割を担う際、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力も求める。

#### 4 いじめの防止

いじめを防止するために、いじめについての共通理解を深め、いじめに向かわない態度、相互の人格を尊重しあう態度を養成する。

#### 5 いじめの早期発見

生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように注意する。教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

#### 6 いじめに対する措置

- (1) いじめられた生徒の安全を確保し、生徒又はその保護者への支援をおこなう。
- (2) いじめた生徒に対する指導をおこない、自らの行為の責任を自覚させる。保護者への連絡や助言等をおこなう。
- (3) いじめが起きた集団への働きかけを行い、好ましい集団行動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるようにする。

#### 7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の報告  
「いじめ防止対策推進法」第28条に規定される重大事態が発生した場合、いじめ防止対策委員会は直ちに学校長に報告し、それを受けて学校長は埼玉県知事に速やかに報告する。
- (2) 重大事態への対処  
いじめ防止対策委員会は慶應義塾一貫教育支援センターと連携し、一貫教育校担当常任理事と協議の上、事実関係の調査を実施し、迅速かつ適切に事態に対処する。

#### 8 「基本方針」の見直し

いじめ防止対策委員会は、「いじめ防止基本方針」の内容について、その施策の効果を検証し、必要に応じて見直しを検討する。